

平成 16 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 藤井良清
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報部長 西原耕一
TEL 06-6282-3031

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役、監査役および執行役員（以下、「役員等」と言う。）に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の役員等に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、適正な会社経営を通じた株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的といたします。

なお、今般、当社は、役員等に対する報酬制度を見直し、従来の退任慰労金制度を廃止するとともに、今後は、役員等に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 130,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

130 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000 株とする。ただし、前記(1)のただし書き以下に定める目的となる株式の数の調整について、「目的となる株式の数」を「付与株式数」に読み替えて準用するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 7 月 1 日から平成 36 年 6 月 30 日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。

前記 にかかわらず、平成 35 年 6 月 30 日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成 35 年 7 月 1 日から新株予約権を行使できるものとする。

各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上

新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。